法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「事務当局試案」のうち取調べの 録音・録画に関する会長声明

1 2014年(平成26年)4月30日開催の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下「特別部会」という)第26回会議において、「事務当局 試案」(以下「試案」という)が提示された。

この特別部会は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態の発生を受け、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など」について法務大臣から諮問を受けた部会である。

しかし、取調べの録音・録画について、試案の内容は、上記の諮問の趣旨に 沿った内容とはなっておらず、日本弁護士連合会や当会が求めていたすべての 事件についての例外なき被疑者取調べの可視化(全過程の録音・録画)からも 程遠いものである。

2 まず試案は、①取調べの録音・録画の対象者を、身体拘束を受けている被疑 者に限定している。

しかし、身体拘束前の被疑者に対する取調べにおいて虚偽自白が強要されるケースが多いことは、足利事件の菅家利和氏の例などからも明らかであり、身体拘束前の取調べを対象から除外する合理的理由はない。また参考人に対する取調べ、特に共犯者的参考人に対する取調べにおいて不適正な取調べがなされえん罪の原因となったことは郵便不正事件などからも明らかであり、参考人に対する取調べも録音・録画の対象とすべきである。

3 次に、試案は、②対象事件を裁判員制度裁判に限定するか(A案)、限定しないとしても裁判員制度裁判以外の事件については録音・録画を行う対象から警察官の取調べを除外し検察官の取調べに限定している(B案)。

しかし、まずA案についていえば、裁判員制度対象事件に限定する合理的理

由はない。特別部会が設置される大きな契機となった郵便不正事件や虚偽自白が強要されたことが明らかとなったPC遠隔操作事件や志布志事件などの例をあげるまでもなく、裁判員制度対象事件以外でも虚偽自白を強要され、のちにえん罪であることが明らかとなった事例は枚挙にいとまがない。裁判員制度対象事件は全事件の3%以下にすぎず、それ以外の殆どの事件で、虚偽自白の強要によるえん罪の危険が残存するのである。

次にB案についていえば、録音・録画の対象から警察官の取調べを除外し検察官の取調べに限定する合理的理由は全くない。警察官の取調べでこそ虚偽自白が強要され、この虚偽自白が検察官取調べにおいても維持されるという現実の取調べの実態が無視されている。警察官取調べこそが、あらゆる事件について可視化の対象とされなければならない。

- 4 さらに、試案は、③録音・録画の例外として
  - ア 機器の故障その他やむを得ない事情で記録をすることが困難なとき
  - イ 被疑者が記録を拒否したことその他の被疑者の言動により記録をすれば 被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
  - ウ 被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合、被疑者もしくは親族 に害を加え又はこれらの者を畏怖もしくは困惑させるおそれがあり、十分 な供述をすることができないと認めるとき
  - エ 暴力団構成員の犯罪であるとき

を認める。

しかし、

- ア機器が故障した場合は代替機器を準備すべきであり
- イ 警察官などの示唆等を受けて被疑者が記録を拒否する恐れもあり、また 「十分な供述をすることができないと認める」主体が捜査官であることか ら恣意的運用の危険があり
- ウ 被疑者、その親族への加害のおそれ、畏怖、困惑のおそれについては、

要件があいまいでかつ認定主体が捜査官であることから恣意的運用の危険が高く、この除外事由によって制度そのものが骨抜きとされるおそれがあり

エ 暴力団構成員による犯罪については、被疑者の属性によって除外を認め る点で不適切である。

このように試案が認める除外事由は恣意的運用の危険を否定できないのであり、除外事由を認めるとしても極めて限定的で、かつ、客観的な基準により 事後的な検証が可能なものに限定されるべきである。

5 また試案は、④検察官が取調請求をした不利益な事実を承認する被告人の供述調書について、弁護人が異議を述べた場合には、検察官は任意性立証のため当該調書が作成された取調べの開始から終了までの記録媒体に限定して取調請求するものと規定し、これ以外に記録された録音・録画の媒体が開示される場面を明示していない。

しかしこれでは、検察官が証拠取調請求した供述調書が作成された取調べ以外の取調べの状況について検証できる保障がなく、例えば供述調書を取らない取調べにおいて虚偽自白を強要しその状況を利用して再度改めて取調べが行われ引き続き虚偽自白がなされる場合が想定されるなど、取調請求された供述調書における供述の任意性について十分な検証をできない。また公判前整理手続に付されない事件においては、検察官が証拠請求した供述調書が作成された取調べ以外の取調べについては、取調べの状況のみならず録音・録画の義務が果たされたか否かすら検証できない点で、録音・録画の義務付けが尻抜けになるおそれがある。

6 以上①~④の通り、試案は、前記諮問の趣旨である「取調べ及び供述調書に 過度に依存した捜査」の見直しとはいえず、日本弁護士連合会や当会が求めて いたすべての事件についての例外なき被疑者取調べの可視化(全過程の録音・ 録画)からも程遠い。 そして、試案は、今後録音・録画の対象を拡大する具体的日程、工程に一切触れておらず、このまま法制化されれば、対象範囲の見直しがなされないおそれが高い。そして、将来にわたり対象範囲の拡大に向けた見直しがなされないとすれば、却ってえん罪が多発することとなりかねないことが危惧される。

当会は、例外なき被疑者取調べの可視化(全過程の録音・録画)を求める立場から、今後録音・録画の対象を拡大する具体的日程、工程を何ら明示せずこれを担保しない試案の撤回を求め、今後特別部会においては、諮問の趣旨に立ち返り議論を行うことを求める。

2014年(平成26年) 5月23日 兵庫県弁護士会 会長 武 本 夕香子